

## 「働き方改革関連法」の説明会を開催します

姫路労働基準監督署では、姫路労働基準協会、兵庫県社会保険労務士会姫路支部と共催で、下記のとおり「働き方改革関係法」の説明会を開催します。

当日の説明内容は下記のとおりです。

また、会場では社会保険労務士の個別相談も開催します。

参加無料

### 開催日時

令和2年2月12日(水)14:15～16:30

### 会場

姫路商工会議所本館1階

### 住所

姫路市下寺町4-3

(JR京口駅徒歩7分・姫路駅からはバスで商工会議所前又は坂田町下車、徒歩の場合は約20分)

### 説明内容

- ・時間外労働の上限規制が令和2年4月から中小企業にも適用されることになっています。そのため、法違反にならない取組方法、36協定の記載方法等
- ・労使間でよくトラブルになる「労働時間」の考え方について
- ・平成31年4月から改正になっている年次有給休暇の年間5日の取得について、法違反にならない対応方法
- ・「同一労働同一賃金」について

お申し込みは2月4日迄に別紙の申込用紙をFAXして下さい

姫路労働基準監督署、 姫路労働基準協会、 兵庫県社会保険労務士会姫路支部

## 「働き改革関連法」説明会参加申込用紙

申込先 姫路労働基準監督署

FAX番号 079 - 224 - 1486

事業場名	
参加者氏名	
参加者氏名	
電話番号	

会場の関係で1事業場2名以内でお願いします。

\* 申し込み順、定員を超過する場合はお断りをさせていただく場合もあります。

HP

## 質問内容

(質問がある方は下記に記入してください。可能な範囲で説明内容に加えさせていただきますが、できない場合は、当日説明会終了後の個別説明会をご利用ください。)

--